

## 重要事項説明書

### （事業の目的）

第1条 この規定は、医療法人左右会（以下「本会」という。）が開設するハートケア更竹特定施設入所者生活介護事務所（介護予防を含む、以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入所者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師及び生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養士、調理員、その他の従業者（以下「特定施設入所者生活介護従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し適正な生活介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の特定施設入所者生活介護従業者は、当該指定特定施設入所者生活介護の提供を受ける入所者（以下「利用者」という。）が要介護状態となった場合でも当該指定特定施設入所者生活介護事業所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、特定施設入所者生活介護サービス計画に基づき療養上の世話及び入浴・排泄・食事等の介護・機能訓練等その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

施設名	ハートケア更竹
施設の類型及び表示事項	介護付有料老人ホーム
介護保険の指定居宅サービスの種類※	特定施設入所者生活介護（4775500772）
施設長（施設の管理者）名	板倉 進
開設年月日	令和4年4月1日
所在地・電話番号	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添 1898 番地の7 TEL0980-73-0800
交通の便	平良～城辺線バス停より徒歩3分
居室（一般居室・介護居室） 一時介護室の概要	介護居室（個室） 18室 定員 18名 介護居室（相部屋） 13室（3人部屋） 定員 39名 一時介護居室 2室（3人部屋2室） ベット数6床
浴室、食堂、機能訓練室の概要	食堂（機能訓練室兼用）100㎡（3階）浴室（2階）32.0㎡ （3階）32.0㎡
共用施設概要	食堂（機能訓練室兼用）浴室

緊急通報装置等緊急連絡・ 安否確認	共用の浴室、トイレ及び各居室にはナースコールを設置 夜間には夜勤介助者 3 人が巡回
----------------------	---

(職員の勤務体制)

第 4 条 事業所に勤務する職員の勤務体制は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名
2. 看護職員 2 名以上
3. 介護職員 17 名以上
4. 介護支援専門員（計画作成担当者） 1 名以上
5. 生活相談員 1 名以上
6. 機能訓練指導員 1 名以上

(職員の職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員の職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
2. 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
3. 介護従事者は、特定施設入所者生活介護の業務にあたる。
4. 介護支援専門員は、特定施設入所者生活介護計画の作成等を行う。
5. 生活相談員は、事業所に対する特定施設入所者生活介護従事者に対する相談、助言及び技術指導を行う。
6. 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための、訓練指導助言を行う。

(指定特定施設入所者生活介護利用人員)

第 6 条 事業所の利用定員は 1 日 57 人とする。  
居室数は 31 室とする。

(指定特定施設入所者生活介護の利用料等)

第 7 条 指定特定施設入所者生活介護を提供した場合の利用料の利用料については、要介護認定等による要介護によって利用料が異なります。また、その他の日常生活費など、個人の選択により使用される費用は自己負担となりますので、別紙「利用料金表」により個別に詳細説明のうえ、同意をいただくことになります。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、宮古島市及び多良間村とする。但し、利用者がいる場合、他地区からも受け入れるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は、指定特定施設入所者生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意す

るものとする。

1. サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定特定施設入所者生活介護従業者は、指定特定施設入所者生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

#### 協力医療機関

医療機関の名称	宮古島リハビリ温泉病院
院長名	板倉 進
所在地	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添 1898 番地の 7
電話番号	0980-73-0800
診療科	内科・消化器内科・脳神経内科・人工透析内科・
入院設備	ベット数 216 床
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設と宮古島リハビリ温泉病院とは、入所者の病状に急変があった場合、速やかに連絡を取り、救急治療あるいは、救急入院など必要な措置を講じます。

入居後に居室を住み替える場合（一時介護室へ移る場合）

- イ. 判断基準の内容：一時的に 24 時間の介護が必要となった場合
- ウ. 手続きの内容：医師の意見、本人の意思を確認し身元引受人の意見を聞いて行う。
- エ. 追加的費用の有無：無し
- オ. 居室利用権の取扱い：一時介護室で介護を行う場合介護居室の利用権は継続する。
- カ. 前払金償却の調整の有無：無し

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

災害時の対応	別途定める「宮古島リハビリ温泉病院 消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	宮古の里自衛消防団と協力し、非常時の相互の応援を約束しています。

	別途定める「宮古島リハビリ温泉病院消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災訓練	スプリンクラー・・・各部屋にあり 避難階段・・・各階にあり 自動火災報知器・・・各部屋にあり 誘導灯・・・各階にあり 防火扉、シャッター・・・各階にあり 屋内消火栓・・・各階にあり 非常通報装置・・・各病棟にあり 非常用電源・・・自家発電装置あり カーテン布団等は、防火性能のあるものを使用しております。
消防計画等	宮古広域消防組合本部への提出日 平成21年11月16日 防災管理者 幸地 栄作

(指定特定施設入所者生活介護の利用契約)

第12条 本会は、指定特定施設入所者生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して特定施設入所者生活介護利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者、または、その家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(秘密保持等)

第13条 特定施設入所者生活介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、特定施設入所者生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、特定施設入所者生活介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、特定施設入所者生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

(サービス提供記録の記載)

第14条 特定施設入所者生活介護従業者は指定特定施設入所者生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定特定施設入所者生活介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第6項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した指定特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するために、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

・当施設窓口担当者 生活相談員 友利 里奈

ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分 TEL 0980-73-0800

・市町村窓口 高齢者支援課 TEL 0980-73-1964

・国保連合会窓口 TEL 098-863-2321

(事故発生時の対応)

第16条 事故が発生した場合、その原因を分析し、市町村等の関係機関、利用者及びその家族に対して速やかに報告を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 本会は、利用者に対する指定特定施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束)

第17条 事業所は、特定施設入居者生活介護等を提供するにあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待を防止するための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延防止のための取組）

第20条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しない様に次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話 置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の為の指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（令和6年4月1日）

介護サービス等の一覧表

介護を行う場所	要支援1・2 要介護1・2		要介護3～5	
	一般居室（兼介護居室）		一般居室（兼介護居室）	
	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<b>〔介護サービス〕</b>				
○巡回 ・昼間9：00～16：00 ・夜間16：00～9：00	常時巡回	—	常時巡回	—
○食事介助	3/日見守り	—	3/日一部介助	—
○排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代	— トイレで一部介助 適宜対応 —	— — — 外部委託にて別途記載	— 適宜対応 適宜対応 —	— — — 外部委託にて別途記載
○入浴 ・清拭 ・一般浴介助 ・特浴介助	週2回・一部介助	—	週2回・介助	—
○身辺介助 ・体位交換 ・居室からの移動 ・衣類の着脱 ・身だしなみの介助	見守り・一部介助	—	適宜対応 杖・歩行器での移動介助 毎日 朝・夕及び入浴時 一部介助	—
○集団機能訓練	週2回実施	—	週2回実施	—
○通院の介助	家族対応	—	家族対応	—
○緊急時対応ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—
<b>〔生活サービス〕</b>				
○家事 ・清掃 ・洗濯	— 毎日実施 注1 —	— — —	— 毎日実施 注1 —	— — —
○居室配膳・下膳	必要に応じ適時	—	必要に応じ適時	—
○理美容	適宜対応	実費	適宜対応	実費
○代行 ・買物 ・役所の往診	必要に応じ適時 注2	—	必要に応じ適時 注2	—
<b>〔健康管理サービス〕</b>				
・健康診断 ・健康相談 ・生活指導 ・医師の往診	年1回 月1回 月1回 必要に応じ随時	—	年1回 月1回 月1回 必要に応じ随時	—
<b>〔入退院時、入院中のサービス〕</b>				
・医療費 ・移送サービス（提携医療機関） ・移送サービス（提携外）	— 入退院時移送 家族対応	医療保険 実費 注3	— 入退院時移送 家族対応	医療保険 実費 注3
<b>〔その他サービス〕</b>				
・レクリエーション	—	内容により実施	—	内容により実施

※実際のサービス内容・頻度・回数は、「ケアプラン」に基づき提供いたします。

※上記以外のサービスにつきましては、別途相談とさせていただきます。

注1）衣類（洗濯物）交換、おむつ等備品のお届けなど

注2）「介助」に該当しない送迎サービスや代行サービスは原則行っておりません。

注3）協力医療機関への通院は別途の費用負担は発生いたしません。